



## 総合運動場使用料金

陸上競技場、庭球場、アーチェリー場、野球場、運動広場、照明施設、体育センター、船山キャンプ場の使用料金が以下のとおり改正されます。

### 陸上競技場使用料の場合

区 分	改正前（消費税 5 %）		改正後（消費税 8 %）	
	半日	1 日	半日	1 日
使用者が料金を徴収する場合	5,250 円	10,500 円	5,400 円	10,800 円
使用者が料金を徴収しない場合	市内者	1,050 円	1,080 円	2,160 円
	市外者	3,150 円	6,300 円	3,240 円
市内団体使用料	年間 10,500 円		年間 10,800 円	
放送器具	一式 420 円		一式 430 円	

※その他の施設使用料についての詳しい内容は生涯学習課へ問い合わせください。

■問い合わせ 生涯学習課 文化スポーツ係 ☎74-3241



## 公民館施設使用料金

中央公民館、各町公民館の使用料金が以下のとおり改正されます。

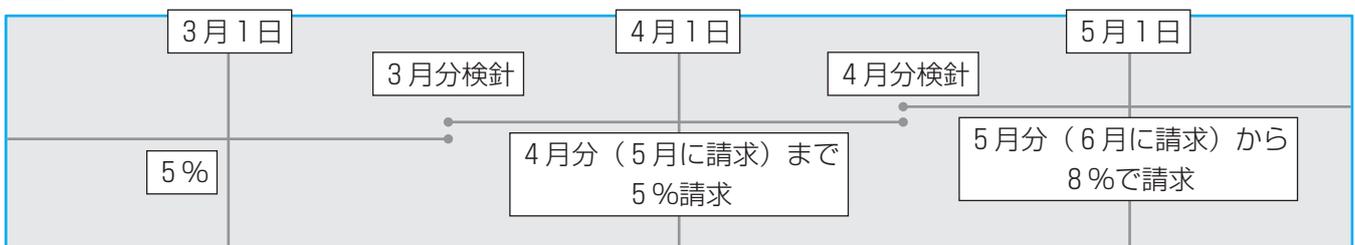
区 分	室 名	ホール使用料	
		改正前（消費税 5 %）	改正後（消費税 8 %）
午前 8 時30分から午後 0 時30分まで	市内	6,300 円	6,480 円
	市外	15,750 円	16,200 円
午後 1 時から午後 5 時まで	市内	6,300 円	6,480 円
	市外	15,750 円	16,200 円
午後 6 時から午後10時まで	市内	9,450 円	9,720 円
	市外	23,620 円	24,300 円

※中央公民館ホール以外の使用料や各町公民館使用料の詳しい内容は生涯学習課へ問い合わせください。

■問い合わせ 生涯学習課 社会教育係 ☎74-3241



## 下水道料金



3月から継続して利用された4月分（5月に請求）については、消費税は5%で請求します。5月分（6月に請求）から消費税率を8%で請求します。なお、4月1日以降に下水道を開始した場合は、4月分から消費税率8%となります。

※対象世帯にお知らせのチラシを配布します。詳しくは都市計画課都市計画係に問い合わせください。

### 公共下水道料金

料金	使用水量（1か月分）	改正前（消費税 5 %）	改正後（消費税 8 %）
基本料金	5 m <sup>3</sup> まで	525 円	540 円
	10 m <sup>3</sup> まで	1,102.5 円	1,134 円
超過料金	11~20 m <sup>3</sup>	126 円	129.6 円
	21~30 m <sup>3</sup>	136.5 円	140.4 円
	31~40 m <sup>3</sup>	147 円	151.2 円
	41~50 m <sup>3</sup>	157.5 円	162 円
	51 m <sup>3</sup> 以上	168 円	172.8 円

### 納所地区の下水道料金（農業集落排水）

料金	使用水量（1か月分）	改正前（消費税 5 %）	改正後（消費税 8 %）
基本料金	1 世帯	1,260 円	1,296 円
超過料金	世帯員 1 人	735 円	756 円

### メイプルタウン地区の下水道料金（コミュニティ・プラント）

料金	使用水量（1か月分）	改正前（消費税 5 %）	改正後（消費税 8 %）
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,890 円	1,944 円
超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	189 円	194.4 円

1円未満の金額はすべて合算し、合算後に発生した1円未満の金額を切り捨てます。